

第 8 次宮城県地域医療計画（精神疾患） 特に御議論をいただきたい項目

以下の計画策定事項（案）について、御意見を申し上げます。

1 基準病床数【資料 3】

既存病床数、第 7 次計画の実績等を踏まえ、政策効果を少なく見込む最大値 4, 618を基準病床とする。

2 精神医療圏と医療連携体制【資料 5 P 9, 資料 4】

- ・ 第 7 次計画策定時も検討したが、県内の医療提供体制の実情から、医療機能の明確化は行わない方針となった。
- ・ 第 8 次計画において、多様な精神疾患等への適切な対応、にも包括の推進を考慮し、医療連携拠点機能等の整備を記載の上、令和 6 年度から部会を設置し、具体の検討を進めたい。

3 主な疾患の外来機能に関する事項【資料 5】

- ・ 精神疾患等の早期発見・早期治療のためには、適時受診可能な体制が必要。一方で、「精神科受診の新規予約が困難な状況」との声も聞かれている。
- ・ 相談支援の対象者の拡大（「精神保健に課題を抱える者」含む）、医療連携体制の整備（上記 2）を進める観点からも、主な疾患に外来機能に関する事項を記載する。

4 身体合併症への対応【資料 5 P 4, P 12】

- ・ 身体合併症への対応や治療抵抗性統合失調症治療の推進に向け、一般病院・診療所と精神科病院・診療所との連携推進が求められる。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新興感染症発生・まん延時の各医療機関の診療機能及び地域の医療体制の維持に向けた、各医療機関の連携体制の構築が必要と考える。
- ・ 身体合併症治療への対応のため、関係機関との連携による医療体制の充実に関する事項を記載する。